

【出発日】 2025年5月30日(金)

ツアーNO XCB005

【旅行代金】 お一人様

1名1室39,800円 2名1室37,800円

【募集人員】25名

【最少催行人員】15名

【宿泊】江差/ホテルニューえさし

(洋室・バストイレ付)

【食事】朝食1回・昼食2回・夕食1回

昼食:1日目:にしんそば

(温かい・冷たいチョイス可能)

2日目:にしん丼+コーヒー付

夕食:寿司、汁物、前菜

【添乗員】同行

【バス会社】中央バスグループ







北海道遺産のまち

- ·姥神大神宮祭渡御祭
- ・江差追分

日本遺産のまち

・「江差の五月は江戸にもない」~ニシンの繁栄が息づく町~

照井 誉之介 江差町長がご案内

つの

江差町は北海道南西に位置し、北海道で初の日本遺産認定の町です。豊かな自然のほか、昔の風情を今に伝える催しや文化財・郷土芸能など、数多くの文化遺産が保存伝承されています。そんな江差町のおすすめスポットをご案内します。

スホットをご案内します。 是非お待ちしております。

かもめ島

弁天島と呼ばれていたころ、天然の良港を築くこの島はニシン漁や北前船交易の舞台でした。海抜30m、周囲2.6kmで檜山道立自然公園の特別区域に指定



江差追分会館 江差山車会館

本場の江差追分を聞くことができます。併設している江差山車会館では 38 0年以上の歴史を誇る姥神大神宮 渡御祭を紹介しています。





スマホで簡単子約 ネット割500ほほう



日程	スケジュール [集合場所:札幌市中央区大通東1丁目3番地中央バス札幌ターミナル1階待合室 集合時間:7時45分]	食事
① 5 / 30 (金)	中央バス札幌ターミナル(8:00発)=<高速>=江差[昼食](約60分)=	朝食:× 昼食:○ 夕食:○
② 5 / 31 (土)	江差(8:00発)= かもめ島[見学](約90分)=開陽丸記念館[見学](約60分) = 江差追分会館[特別実演・昼食](約120分)=五勝手屋本舗[買物](約15分) = =<高速>=(18:00頃)札幌ターミナル	朝食:〇 昼食:〇 夕食:×

※青字は下車観光地、赤字は入場観光地となります。※かもめ島は悪天候時(強風・高波)は見学出来ない場合がございます。 ※天候や道路状況、見学箇所の都合等により、到着時間や行程内容が変更となる場合がございます









お申込みいたただく前に、この旅行条件書とコースのご案内を必ずお読みください。詳しい旅行条件を説明した書面を後ご用意致しておりますので、事前に確認の上、

【宿泊ホテル】 ホテルニューえさし

部屋着・バスタオル・ハンドタオル 有

- ※インターネット接続は無料で、WiFi接続を ご利用いただけます。
- ※冷蔵庫は空冷蔵庫です。
- ※歯磨きセット・髭剃り・櫛・ブラシは、 チェックイン時にご希望のお客様にお渡し いたします。

お申込み下さい。この書面は旅行業法第12条の4に定める取引条件書面及び旅行契約が締結されたときは、同法12条の5に定める契約書面の一部となります。

この旅行は北海道中央バス株(以下「当社」という)が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約 (以下「旅行契約」というを締結することになります。また旅行条件は 以下によるはか、別途お渡しする旅行条件自住文、出発前にお渡しす る最終行程表と称する確定書面及び旅行業約款募集型企画旅行契約の 製作とお出ます。

部によります。 ●旅行のお申込み及び契約の成立時期

●所により、 「(1)所定の申込書に所定の項を記入し、下記のお申込金を添えてお申込み下さい。お申込金は、旅行代金のお支払いの際は差し引かせて頂き

ます。
(2)電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段でお申し込みの場合、
当社が予約の承認の旨を通知した翌日から起算して3日以内にお申込書提出とお申込金の支払いをして頂きます。
(3)旅行契約は当社が契約の締結を承諾し、お申込金を受領したときに成立するものとします。
(4)申込金(お1人様)
旅行代金 3万円未満 お申込金 6,000円
6万円未満 12,000円
15万円未満 30,000円
15万円未満 30,000円

15万円未満 30,000円 所行先金20% ●団体グループ契約について (1)当社は団体グループを構成する旅行者の代表者として契約責任者から、旅行の申し込みがあった場合、契約の締結及び解除に関する一切の代理権を契約責任者が向しているとみなします。 (2)契約責任者が自しているとみなします。 (2)契約責任者が自しているとのなります。 (3)当社(3契約責任者が関して別して現に負い、または将来負うこと

(77にはなりません。 (3)当社は契約責任者が構成者に対して現に負い、または将来負うこと が予測される債務または義務については何ら責任を負うものではあり

るになっ (4)当社は契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後 においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者と

●旅行代金のお支払い 旅行代金は旅行発の前日からさかのぼって13日目にあたる日より前 (お申込みが間際の場合は当社が指定する期日までに)お支払い下さい。 また、お客様が当社提携のカード会社のカード会員である場合、おき 様の署名なてして旅行代金、取料料、追加額関用などお支払いいただ くことがあります。この場合のカード利用日はお客様の申し出かない 限り、お客様の承諾日と致します。 ●旅行代金の適用

MKT/I代金の適用)参加されるお客様のうち、特に注釈がない場合、満12歳以上の方は とな代金、満6歳以上(航空機利用コースは3歳以上)12歳未満はこ も料金となります。

ども料金となります。 (2)旅行代金は、各コースこどに表示してございます。出発日とご利用 人数でご確認下さい。

●旅行内容の変更
当社は、旅行締結後であっても、天災事変、戦和、暴動、運送・宿 油規関等の旅行サービス提供の中止、官公庁の命令、当初の運行計 画によらない運送サービスの提供その他当社の関与し得ない事由が 生した場合において、旅行の安全かつ円滑は実施を図えためにやむ を得ないときは、お客様にあらかしめ速やかに当該事由が当なり関 うし得ないものである理由及び当該事由との因果関係を割りして旅 行日程、旅行サービスの内容を変更することがあります。ただし、 緊急の場合においてや沿得ないときは変更後に説明致します。 ●旅行代金の変更 前項により旅行内容が変更され、旅行実施にようする費用(当該契約内容の変更のためにその提供を受けなった旅行サービスに対して 取消料、契約料その他既に支払い、またはこれから支払らわればならない費用を含みますが増加したときはサービスの提供行 われているにも関わらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の設 値の不足が発生したことによる変更の場合を除き、当社は変更差額 た旅行代金を変更します。 ●歌消料

■収/6行 (1)旅行契約成立後、お客様の都合で契約を解除されるときは、次の金額を取消料として申し受けます。

	契約解除の日	取消料(お1人様)
旅行開始日 の前日から	1)21日目にあたる日以前の解除 (日帰り旅行にあたっては11日目)	無料
起算してさ かのぼって	2)20日目(日帰り旅行にあたって は10日目)にあたる日以降の解除 (3~6を除く)	旅行代金の20%
	3)7日目に当たる日以降の解除 (4~6を除く)	旅行代金の30%
	4)旅行開始日の前日の解除	旅行代金の40%
	5)旅行当日の解除	旅行代金の50%
	6)旅行開始後の解除または 無連絡不参加	旅行代金の100%

※貸切船舶を利用する旅行については、上記の表によらず、コーベージ内に記載する取消料になります。
※当社の責任とならない各種ローンの取扱上の事由に基づき、お取消しになる場合も上記取消料金をお支払い賃きます。
※お客様の都合による出発日の変更、運送・宿泊機関等行程上の一部変更についても、全体に対するお取消とみなし、取消料の対象となります。

(2) お客様は下記に該当する場合は取消料なして、旅行契約を解除することができます。 の契約内容の重要な変更が行われたとき ②前項に基づき旅行代金が増額改定されたとき ③不可能になったとき、または、その恐れが極めて大きいとき ④当社がお客様して、別途定める日までに、最終日程表を交付 しなかったとき

当社の帰すべき事由により契約書面に従った旅行実施が不可能と

(4.古客様が契約内容に関して合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
(6.お客様の人数が契約書面に記載した最少催行人員に満たないとき。この場合は採行開始日の前日から
起草してさかのぼって13日目に当たる日より前(日帰り旅行は3日日に当たる日より前(氏所行中止の通知を致します。)
(6.文年-を目的とする旅行における降雪量の不足のように、当社があらかしめ明示した旅行条件が成故しないとき、あるいはその恐れが極めて大きいとき、
で天災事家、妻」、帝治機関の適重・料金等のサービス提供の中止、官公庁の命令、その他当社が同野ら(得ない事のかを)、その他当社が同野に保定した旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となったとき、またはその恐れが極めて大きいとき。
新行行会に含まれるもの
旅行日程に明示した運送機関の適賃・料金(済取ない限りエコノミークラス)、宿泊貨、食事代、及び消費税等の諸税。これらの費用はお客様の都合により一部利用されなくても原則として抗戻致しません。(コースに含まれない交通費等の諸費用及び個人的な費用は含みません)。

●当社の責任及び免責事項 (1)当社は旅行契約の履行にあたって、当社の故意または過失によ りお客様に損害を与えたときは、お客様が被られた損害について賠 領致します。 (2)手荷物について生じた(1)損害については同項の規定にかかわら ず損害発生の翌日から起算して14日以内に当社に対して通知があ ったときに限り、お1人様15万円を限度(当社に故意又は重大な過 失がある場合は除きます)として賠償致します。 ◆特別補償 ◆特別補償

ったときに限り、お1人様15万円を限度(当社に故意又は重大な追失がある場合は除きます)として賠償数します。
◆特別補償
当社は、当社または当社が手配を代行させた者の故意又は過失の有無にかかわらず、募集型企画旅行的旅、別紙特別補償規定に基づき、お客様が募集型企画旅行に参加かに急激かつ偶然な外来の事故により、その身体、生命または手荷物に後か、一定の被害について、以下の金額の範囲で補償金またはお見剰金を支払います。
・死亡保証金1500万円・次尺見剰金2~20万円・カストラの一では、100万円を限度とします。
・国内派行保険への加入について、近所行会、持ちに力を収入の場合、お客様ご自身で十分ないでは、お申込み店のルスについて、近所行体院に加入することをお助めします。国内旅行保険に加入することをお助めします。国内旅行保険に加入することをお助めします。国内旅行保険に加入することをお助めします。国内旅行保険に加入することをお助めします。国内旅行保険に加入することをお助めします。国内旅行保険に加入することをお助めします。国内旅行保険に加入することをお助めします。国内旅行保険に加入することをがあります。これらを担保する時間であり、まず、これらを担保するが、まず、この地は、大田の大田の東に関係にしていて、とい、毎日できない事情がある場合は、その事情がなくなり次第に通知下さい。
・個人情報の取扱について、当社および販売店は、旅行中込の際に提出された申込書等に記載された風人情報について、名様との間の連絡のために利用させていただく目か、お客様がお申込みされた旅行においては運送・宿泊機関が取りませていたが、お客様がお申込みされた旅行においては運送・宿泊機関が取りませています。この他当社との要なを範囲がで利用させて頂きます。この他当社との手続きに必要な範囲がで利用させて頂きます。この他当社とび過去なび当れた旅行においては、電台機関では、100万円では、10

へこ ///>
②当社および当社と提携する企業の商品やサービス、キャンペーン

の案内 の案内 2旅行参加後のご意見や感想のご提供のお願い 3アンケートのお願い ④特典サービスの提供 ・統計資料の作成にお客様の個人情報を利用させて頂くことがあり セナ

●旅行条件・旅行代金の基準 ・旅行条件・旅行代金の基準 旅行条件は 2025 年 2 月 1 日を基準としています また旅行代金については 2025 年 2 月 1 日現在有効な運 賃・規則を基準として買出しています。

旅行企画実施

北海道知事登録第2-814号 日本旅行業協会正会員

・**北海道中央バス(株)** シィービーツアーズカンパニー

予約センター 011-221-0912

TEL011-221-1122 FAX011-221-0117(FAX申込24時間受付中) 札幌市中央区大通東1丁日3番地中央バス札幌ターミナル2階 営業時間 平日9:00~12:00/13:00~17:30 土日祝定休 総合旅行業務取扱管理者 小林 裕明

ネット予約・決済 が出来ます。 下記のQRコード からお進み下さい。











総合旅行業務取扱管理者とはお客様の旅行を取り扱う営業所での取引に関する責任者です。 この旅行契約に関しご不明な点があれば、ご遠慮なく左記の取扱管理者にお尋ね下さい。